

一般社団法人全国さく井協会近畿支部規約

平成28年7月12日

一般社団法人全国さく井協会近畿支部

大阪市淀川区西中島5丁目11番10号

第3中島ビル4階

電話 06-6305-3188

FAX 06-6305-3085

一般社団法人全国さく井協会近畿支部規約

本規約は、一般社団法人全国さく井協会の定款に基づき近畿支部が定めたものである。

平成 7 年 4 月 1 日承認

10 年 4 月 26 日変更

18 年 12 月 18 日変更

26 年 4 月 1 日変更

28 年 7 月 12 日変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人全国さく井協会近畿支部（以下「本支部」）という。

(事 務 所)

第 2 条 本支部は、事務所を大阪市淀川区西中島 5 丁目 1 1 番 1 0 号（第 3 中島ビル）に置く。

(管轄地域)

第 3 条 本支部の管轄地域は、つぎのとおりとする。
大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本支部は、さく井業の健全な発展を図るため、必要な地下水の保全・開発について調査・研究等を行うとともに、さく井技術の向上を図り、もって国土の保全及び国民生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地下水の保全・開発並びにさく井技術の向上に関する調査・研究・公開及び指導
- (2) さく井業の健全な発展及び地位の向上に関する研究、指導
- (3) 地下水の保全・開発に関する情報の収集及び公開
- (4) 地下水の保全・開発に関する制度及び施策の調査、研究

並びに建議

- (5) 地下水の保全・開発に関する国際技術協力
- (6) 地下水の保全・開発に関する関係機関との協力及び提携
- (7) その他本支部の目的を達成するために、必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 本支部の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本支部の目的に賛同するさく井工事業を営む個人又は法人
- (2) 賛助会員 本支部の目的に賛同するさく井工事業に関連する事業を営む個人又は法人
- (3) 名誉会員 本支部に功勞のあった者又は学識経験者で総会において、推薦された者

(入 会)

第7条 本支部の会員になろうとする者は、入会金及び会費を添えて入会申込書を支部長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

会員の資格は、入会通知書の発行日から取得する。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金及び会費は、次の通りとする。

- (1) 入会金
 - 正 会 員 300,000円
 - 賛助会員 100,000円
- (2) 会 費 (月額 1口 5,000円)
 - 正 会 員 2口以上
 - 賛助会員 1口以上

(3) 納 付

会費は、本支部の発行する請求書により四半期毎に前納とする。

(入会金及び会費の見直し)

第9条 本支部運営の健全性と合理化に努め、2年毎に会費額の見直しを行う。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除 名

(退 会)

第 11 条 会員が退会しようとするときは、理由を附して、支部長に退会届を提出しなければならない。退会届が受理されたときより、会員としての資格を失う。

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本支部の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本支部の名誉をき損し、又は本支部の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) 会費を 1 カ年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第 4 章 役員及び顧問

(種別及び員数)

第 14 条 本支部に、次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	2 名
理 事	9 名以内 (支部長、副支部長を含む。)
監 事	2 名

(役員を選任)

第 15 条 役員は、正会員 (法人にあつては、その代表者または、それに準じる者) のうちから、総会において、選任する。

- 2. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第 16 条 支部長は、本支部を代表し、会務を統括する。

- 2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ定めた順位で職務を代行し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。また、常務を処理する。
- 3. 理事は、第 23 条第 2 項に定める事項を審議決定する。
- 4. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。